

解答用紙

平成28年10月4日

科目	年金法令・制度運営	受験番号	公益社団法人 日本年金数理人会
----	------------------	------	------------------------

問題1

設問 1	a	(ネ)	b	(イ)	c	(テ)	d	(オ)
	e	(ス)	f	(キ)	g	(ニ)	h	(ヘ)

設問 2	a	(イ)	b	(カ)	c	(サ)	d	(ス)
	e	(テ)	f	(ナ)				

設問 3	a	(テ)	b	(ア)	c	(ス)	d	(オ)
	e	(ネ)	f	(コ)				

設問 4	a	(ス)	b	(ウ)	c	(ヘ)	d	(ヒ)
	e	(シ)	f	(ト)	g	(ニ)	h	(オ)

設問 5	a	(オ)	b	(イ)	c	(サ)	d	(ニ)
	e	(ツ)	f	(ト)				

設問 6	a	(ケ)	b	(テ)	c	(ニ)	d	(ア)
	e	(タ)	f	(カ)				

設問 7	a	(オ)	b	(ア)	c	(セ)	d	(コ)
	e	(ヌ)	f	(ホ)	g	(ヒ)	h	(ト)

設問 8	a	(エ)	b	(キ)				
------	---	-----	---	-----	--	--	--	--

解答用紙

平成28年10月4日

科目	年金法令・制度運営	受験番号	公益社団法人 日本年金数理人会
----	------------------	------	------------------------

問題 2 A

設問 1	①	認可	②	前納
	③	納付猶予特例	④	納付額特例
	⑤	代行給付相当額	⑥	1 か月

設問 2	解散・代行返上の際の最低責任準備金算出において「期ずれ」解消前後、8号方式における	
	0.875 又は年齢階級別3 区分係数の選択が可能。	

設問 3	解散計画の適用開始日の属する月から解散認可日の翌日が属する月の前月まで、	
	平成24年度末以降解散計画の適用開始日の属する事業年度の前事業年度末までの各事業年度	
	の年金給付等積立金の額が最低責任準備金を下回る額のうち最も小さい額に付利する利率	
	を自主解散型加算金利率とすることができる。	

科目	年金法令・制度運営	受験番号	公益社団法人 日本年金数理人会
----	-----------	------	-----------------

問題 2 B

設問 1	①	簡易企業型年金	②	百人
	③	三	④	二
	⑤	年一回以上	⑥	一定の資格

設問 2	①年金制度のために特別に定められた給与であっても、事業主による恣意性が介入するおそれがないと認められるもの（厚生年金基金、確定給付企業年金及び適格退職年金において認められているポイント制により算出した給与を含む。）については、給与規程若しくは退職金規程又はこれらに準じるものに定めることにより、確定拠出年金法第 4 条第 1 項第 3 号の給与とすることができること。
	②厚生年金保険における標準報酬から実費弁償に類するもの及び不安定要素の大きいものを除いたものについて厚生年金保険の標準報酬等級区分によるものを確定拠出年金法第 4 条第 1 項第 3 号の給与とすることができること。

設問 3	①個人別管理資産を移換する旨の申出は、資格を喪失した日の属する月の翌月から起算して 6 月以内に行うこと。
	②当該申出を行わない場合には、個人別管理資産は国民年金基金連合会に自動的に移換され、本人による移換の申出が行われるまでの間、運用されることのないまま、管理手数料が引き落とされることとなること。

解答用紙

平成28年10月4日

科目	年金法令・制度運営	受験番号	公益社団法人 日本年金数理人会
----	------------------	------	------------------------

問題 3

設問 1	①	定率を乗じる方法	②	前の期間の給付の額
	③	指標を乗じて得た額	④	あらかじめ定めた給付の額

設問 2	①指標に応じた年金現価率を用いる場合			
	改定後の給付の額は、あらかじめ規約に定めた給付の額に、老齢給付金の支給要件			
	を満たした日の仮想個人勘定残高を改定時に適用される指標に応じて規約に定める			
	年金現価率で除して得た額があらかじめ規約に定めた給付の額を上回る額を加算した額とする。			
	②指標に応じた残余支給期間に係る年金現価率を用いる場合			
	改定後の給付の額は、あらかじめ規約に定めた給付の額に、改定前の給付の額の算			
	定に用いた指標及び残余支給期間に応じて規約に定める年金現価率を乗じて得た額			
	を改定時に適用される指標及び残余支給期間に応じて規約に定める年金現価率で除して得た額があらかじめ規約に定めた給付の額を上回る額を加算した額とする。			

設問 3	①	641, 471円	②	620, 470円
------	---	-----------	---	-----------

解答用紙

平成28年10月4日

科目	年金法令・制度運営	受験番号	公益社団法人 日本年金数理人会
----	------------------	------	------------------------

問題 4

設問 1	<p>純資産額 ÷ 最低積立基準額 = 574,000千円 ÷ 654,000千円 = 0.877・・・</p> <p>非継続基準が0.87となり、平成28年5月31日時点の基準である0.98を下回り、非継続基準の財政検証に抵触している。</p>
------	---

設問 2	<p>非継続基準の不足額 = 最低積立基準額 - 純資産額</p> <p>= 654,000千円 - 574,000千円 = 80,000千円</p> <p>(方法1) 翌事業年度に拠出する方法</p> <p>(不足額 - 最低積立基準額 × 0.1) ÷ 10 + 最低積立基準額 × 8 / 1500</p> <p>= (80,000千円 - 654,000千円 × 0.1) ÷ 10 + 654,000千円 × 8 / 1500</p> <p>= 4,948千円 ⇒ 4,948千円を翌事業年度 (H28.6.1~H29.5.31) に追加拠出</p> <p>(方法2) 翌々事業年度に拠出する方法</p> <p>積立金の増加見込額 = 32,000千円 - 27,000千円 = 5,000千円</p> <p>(最低積立基準額の増加見込額 + 4,948千円) - 積立金の増加見込額</p> <p>= { (650,000千円 - 654,000千円) + 4,948千円 } - 5,000千円</p> <p>= -4,052千円 ⇒ 翌々事業年度 (H29.6.1~H30.5.31) に追加拠出は不要。</p> <p>(方法3) 経過措置による翌々事業年度に拠出する方法</p> <p>(MAX {0, 最低積立基準額の増加見込額} + 4,948千円) - 年間掛金</p> <p>= 0円 + 4,948千円 - 15,000千円</p> <p>= -10,052千円 ⇒ 翌々事業年度 (H29.6.1~H30.5.31) に追加拠出は不要。</p>
------	---

設問 3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 掛金を拠出する期間をあらかじめ規約に定めておく必要がある。 ・ 方法1か方法2を決めたら、合理的な理由がない限り変更は認められない。 ・ 方法1は、非継続基準に抵触した場合必ず特例掛金が発生する。 ・ 方法2は、資産増加額によっては特例掛金の拠出が不要なケースもありうる。 等々
------	--

科目	年金法令・制度運営	受験番号	公益社団法人 日本年金数理人会
----	------------------	------	------------------------

問題 5

設問 1	①	各事業年度	②	割引率の変動
	③	推定される		

設問 2	期末の退職給付債務のデュレーション（13年）及び前年度末の割引率（0.9%）に			
	対応する重要な影響を及ぼすものとして再計算しなければならないとされている			
	場合に該当しない期末の割引率の目安は、0.2～1.7である。			
	期末の退職給付債務のデュレーション（13年）に対応する国債のスポットレート（0.25%）は当該範囲に含まれるため、割引率の見直しを行わないことができる。			

設問 3	・ IAS19には、重要性の判断に関する具体的な数値基準は示されていないため、割引率の変更についての検討が必要である。			
	・ IAS19では、割引率は、測定日における優良社債の市場の利回りを反映するものであり、そのような市場の厚みがない場合には、政府債の市場の利回りを反映するものであるものとされている。優良社債の市場の利回りを基礎とする割引率を使用することについての検討が必要である。			
	・ 日本基準における「デュレーションアプローチ」は、IAS19に関する数理実務基準において「代替的な方法」に含まれると考えられる。代替的な方法の採用にあたっては、測定日までの勤務期間に帰属される給付について予測されるキャッシュフローのデュレーションだけでなく、その形状も考慮するものとされている。優良社債の市場の利回りを基礎とする場合、デュレーションアプローチによって得られる割引率は、優良社債のイールドカーブに基づく単一の加重平均割引率と相違するため、割引率の設定方法についての検討が必要である。等々			

解答用紙

平成28年10月4日

科目	年金法令・制度運営	受験番号	公益社団法人 日本年金数理人会
問題6 (1枚目)			
<p>年金財政上の剰余金の水準が過去最高水準にあるA社の規約型確定給付企業年金の給付設計等から課題を抽出し、年金数理人として剰余金の有効活用策の提案を求める問題である。解答にあたっては、背景及び当該方法を用いた場合の影響を事業主及び従業員の立場から、また年金財政や退職給付会計の側面からとらえ、自分なりの所見が記載されていればよい。</p>			
<p>論理構成としては以下のように状況を分析したうえで、剰余金の有効活用策を示す例が挙げられるが、他の観点での記述であっても論理構成が正しく、妥当な内容であれば得点を与える。</p>			
<p>なお、今回の解答には、状況を十分に分析することなく、予定利率の引下げ等の一般論に終始する解答が多く、所見として不十分な内容が散見された。</p>			
<p>記憶の正確性や意見の正しさを問うものではなく、考えを問うものである。単なる知識の羅列だけでなく、自分の考え方を理路整然かつ具体的に考え記述することに十分注意すること。</p>			
論理構成（解答）例			
＜A社の給付設計等の状況の例示＞			
・直近の諸数値より財政状況について			
純資産額/責任準備金=1.33、剰余金=80億円、未償却過去勤務債務=20億円			
純資産額/最低積立基準額=1.20			
<p>未償却過去勤務債務を上回る剰余金を有しており、継続基準の積立水準も1.00を大きく上回っており余裕がある。しかしながら、非継続基準は現在のマイナス金利政策が継続する場合は、30年国債応募者利回りの5年平均が低下することが予想され非継続基準の予定利率の低下が見込まれる。非継続基準は十分な余裕があるとは言えない。</p>			
・給付設計等について			
<p>国債の利回りの低下により、足元の指標の水準がキャッシュバランスプラン導入時の指標の想定利回りを下回っていると思われる。この場合、退職一時金からの100%移行であるため当初想定したモデル一時金額の水準が維持できていない可能性がある。モデル一時金額は2,500万円で38年勤続の場合の退職所得控除額2,060万円を上回っている。平均的な一時金額と比較しても低くない水準である。</p>			

(注) 裏面には記述しないこと

解答用紙

平成28年10月4日

科目	年金法令・制度運営	受験番号	公益社団法人 日本年金数理人会
問題6 (2枚目)			
<p>また、支給期間や部分選択等の多様な選択肢を設けている一方で、成熟度が18.5%と低く</p>			
<p>一時金選択者が多いことが想定される。</p>			
<p>・資産運用について</p>			
<p>リスク性の資産である国内外株式の比率が50%、また外国株式・債券の比率が45%と平均的な水準よりも高い。ボラティリティが高まる現状下では、資産運用リスクの低減及び年金財政の安定化が課題である。現在の経済情勢、剰余金を有している財政状況及びキャッシュバランスプランの特性を考慮して改善策を検討する。</p>			
<p>・掛金の拠出状況について</p>			
<p>一般的に企業は、掛金拠出水準を大きく増減することが難しい。特別掛金の残余償却期間が4年と短く、また剰余金を有していることから、特別掛金拠出終了後に特別掛金相当の資金を年金制度の安定的な財政運営もしくは給付設計見直しに利用することも検討対象である。</p>			
<p><剰余金の活用策の例示></p>			
<p>A社の規約型確定給付企業年金の状況等を踏まえ当該活用策を採用した場合のメリット、デメリット及び留意点を述べる。</p>			
<p>①政策アセットミックスを見直し運用リスクの軽減による年金財政の安定化 等</p>			
<p>剰余金をリスクバッファとして維持し運用リスクの軽減による年金財政の安定化を図る。</p>			
<p>②予定利率引下げ、運用リスクの軽減による年金財政の安定化 等</p>			
<p>予定利率を引き下げ、これに併せて政策アセットミックスを見直し資産運用リスクを軽減する。</p>			
<p>予定利率の引下げにより掛金水準が上昇するが剰余金を活用することで上昇を抑制する。</p>			
<p>③退職金の給付水準が低下していることに伴う給付水準の引上げ 等</p>			
<p>以下方法により給付水準を引き上げ、剰余金を活用することで掛金水準の上昇を抑制する。</p>			
<p>i 仮想個人勘定残高の引上げ</p>			
<p>ii 指標の見直し（下限の固定化、指標の上乗せ等）</p>			
<p>iii ポイントの見直し 等</p>			

(注) 裏面には記述しないこと

科目	年金法令・制度運営	受験番号	公益社団法人 日本年金数理人会
問題6 (3枚目)			
④企業年金制度の機能を向上させ公的年金を補完する 等			
公的年金制度の支給開始年齢引上げや、所得代替率低下等への対応や年金の選択を推奨するため、次の制度変更を行い剰余金を活用することで掛金水準を維持する。			
i. 終身年金の導入（保証期間経過後は年金額を半額にする等により負担を軽減することも選択肢）			
ii. 公的年金制度の支給開始年齢までのつなぎ年金の導入			
iii. 物価指数等を指標として採用することによりインフレ時の年金給付の実質的価値を維持			
⑤確定拠出年金への移行等による事業主と従業員のリスク分担の見直し 等			
剰余金を有する状況下では、企業年金の持続性を高めるため事業主と従業員とのリスク分担の見直しを広く検討することが可能である。			
i. 純資産額が最低積立基準額を上回るため、追加負担なく確定拠出年金に移行が可能。確定給付企業年金制度の一部を確定拠出年金制度に移行する。			
ii. 積立金の運用利回りの実績を指標として採用する。			
⑥今後の法令等の整備も視野に入れて考えられる方法			
次の内容が挙げられる。			
i. リスク対応掛金の設定			
ii. リスク分担型企業年金の設定			
⑦その他			
i. 特別掛金の引下げに剰余金を活用し、会社のキャッシュフローの改善を図る。財政検証に抵触しやすくなることに留意が必要。特に非継続基準には十分な余裕がないことから抵触した場合は、追加掛金負担が大きくなる懸念がある。			
ii. 老齢給付金のうち一時金として支給を請求する部分の割合を25%単位とする。退職所得控除枠を最大限活用できる選択肢を追加し従業員の税制メリットを拡充。			

(注) 裏面には記述しないこと